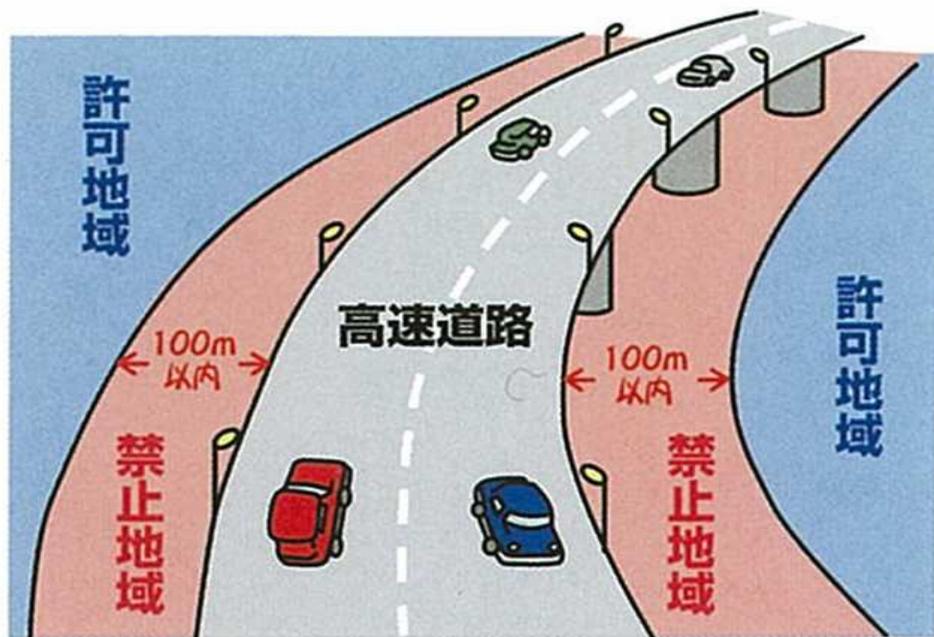


## ○広告を出せない地域があります。

### 【条例第3条】（禁止地域等）

次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。



← 両側100m以内ダメ!! →

- 第一種・第二種低層住居専用地域等
- 景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等
- 重要文化財、重要有形・無形民俗文化財等
- 自然環境保全地域及び高知県自然環境保全地域等
- 高速自動車国道等の全区間及び知事が指定する区間
- 河川区域、海岸保全区域及び都市公園等
- 官公署、各種公共施設
- 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場など

**禁止  
地域**